

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年8月13日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年9月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和8年9月4日

香川県知事 池田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）岡山農道地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐古地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奈良須幹線地区